

児童手当制度の一部が変わります！

◎児童手当法等の一部改正に伴い、児童手当の制度が一部変更となります◎

◆変更ポイント① 所得上限限度額の新設

令和4年10月支給分（6～9月分）から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません。

扶養親族等の数（カッコ内は例）	①所得制限限度額		②所得上限限度額 【新設】	
	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人（前年末に児童が生まれていない場合等）	622	833.3	858	1,071
1人（児童1人の場合等）	660	875.6	896	1,124
2人（児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	698	917.8	934	1,162
3人（児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	736	960	972	1,200
4人（児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	774	1,002	1,010	1,238
5人（児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	812	1,040	1,048	1,276

※児童を養育している方の所得により、支給は以下のとおりとなります。

(1) 上記表①未満の場合：児童手当（次の表のとおり）

児童の年齢	児童手当の額（1人当たりの月額）
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律 10,000円

※「第3子以降」とは、2004年（平成16年）4月2日以降に出生したお子様から数えて3番目以降をいいます。

(2) 上記表①以上②未満の場合：特例給付（児童1人当たり月額 一律5,000円）

(3) 上記表②以上の場合支給されません **【新設】**

ご注意ください!!

児童手当等が支給されなくなった後に所得が上記表②（所得上限限度額）を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となります！
課税通知書等で、所得上限限度額を下回ることとなった事実を知った日の翌日から15日以内に申請が必要です。

◆変更ポイント② 現況届提出の省略

令和4年度から一部の方を除き、これまで毎年6月にご提出いただいていた現況届の提出が原則不要となります。

●引き続き現況届の提出が必要となる方

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が下諏訪町と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、里親や施設等の受給者の方
- ・その他、下諏訪町から提出の案内があった方

※現況届の提出が必要な方には6月に現況届を発送します。期日までの提出にご協力をお願いいたします。

◆その他

○以下の変更事項があった場合は届出が必要となります。

- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になった時を含む）
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

